

経営学原理の対象と方法 : 村田和彦氏の見解を中心に

著者	渡辺 敏雄
雑誌名	商学論究
巻	60
号	1/2
ページ	73-96
発行年	2012-12-10
URL	http://hdl.handle.net/10236/10399

経営学原理の対象と方法

—村田和彦氏の見解を中心に—

渡 辺 敏 雄

I 序

経営学の中には、諸々の潮流が存在する。日本における経営学を考えれば、英米圏の研究を色濃く反映し、そこでの主流が同時に日本でも取り上げられ研究対象とされることが多いのが現状である。

英米圏の研究の主流は、言うまでもなく、経営組織論と経営戦略論であろう。この事情を反映して、日本では、企業の組織運営ならびに戦略展開について、英米の主要学説が紹介、位置づけされ、またケーススタディーや計量的な研究も行なわれている。

そうした研究構想とは軌を一にせず、企業の効率的運営の実現から出発するのではなく、労働者の立場、企業が置かれた社会における人々の立場に立つ経営学的研究も見られる。例えば、職場における労働の人間化を巡る経営学的議論ならびに企業の社会的責任論はこの典型例である。

日本では、企業の効率的運営を基礎的価値に据える研究が管理論的研究であるとされ、企業行動の原理やその影響を探求する研究が企業論的研究とされる。

このうちで企業論的研究に属しつつも、既成の問題意識の単なる受け取りと諸学説の追従に留まらず、独自の問題意識の設定と、その克服に対する学説検討による思考の練り挙げによって、独自の企業論を築く研究者に村田和彦氏がいる。

氏は、経営学原理の対象として企業を措定し、これについて科学的な方法論を適用して経営学原理を構築する。そしてその上で、作業現場の認識に関して特に労働者の疎外とその克服について、さらに市場創造政策の消費者に対する意味論について、思考を展開している。

われわれは本稿では、氏の書物¹⁾の前半部分を取り上げ、氏の経営学原理の対象と方法、ならびに支配の問題について検討する。

II 経営学原理の対象と方法

1. 企業学としての経営学の対象

村田氏は、経営学の対象について論述し、企業学としての経営学を提唱する。

まず氏は、経営を管理活動と見なすか、生産組織体と見なすかを問題とし、後者の立場を取る（3頁）。これは、氏が現代社会を企業中心社会（4頁）として把握することに起因する。

氏は社会を、「人々が労働する場所ももっぱら企業の中にもとめられ、人々が必要とする生活手段も商品としてももっぱら企業によって提供される社会として把握する場合」（4頁）、企業が研究対象として措定される。企業中心社会では、「働く場所も、消費生活に必要な物も企業によって提供されることによって、生産生活と消費生活の双方の質が企業によって決定的に規定されている」（4頁）と解される。

企業は、生産物を作り出し、消費者が、これを購入する。消費者は家庭に属す。家庭については、次のことが言える（5頁）。

①消費生活とは、生活手段（消費手段と消費対象）と生活労働とを結合して、生命と労働力を生産する営みである。②生活労働には、生活手段を自ら

1) 村田和彦『経営学原理』（中央経済社、2006年）。
われわれは、本稿の以下の本文と注における引用では、特に断らない時には頁数のみを示すが、それらは全て上記書物のものである。
尚、本書は、改訂されることとなったが、基本的構想には何ら変更はない。
村田和彦『経営学原理 [改訂版]』（中央経済社、2011年）。

作る活動も含まれるが、人間にはこうした生活労働を他者に代行させたいという願望としての「生活労働の外部化」の性向がある。③生活労働の外部化の性向に対応するもののひとつが、企業による「生活手段と生活労働の商品化」である。しかも生活手段と生活労働は、次第に商品として企業によって供給されるようになってきている。④人間が生活労働を担当し、消費生活を営むために必要な熟練の内容は、企業によって供給される生活手段と生活労働によって規定される。⑤消費生活の生産物である労働力が、家庭から企業に供給される。

さらに氏は、生産生活と消費生活との関連について、次のように言う（6頁）。

①われわれの生活は、次第に商品としての生活手段と生活労働を企業から買って、商品としての労働力を生産し、企業に売ることによって成り立つものになっている。②労働力は、企業が必要とする生産労働²⁾を担うことのできるもの、従って企業が買い取ってくれるものでなければならない。③賃金は、全体として、生活手段もしくは生活労働を、生産労働者が買うことのできる購買力を持つものでなければならない。④企業によって提供される生活手段と生活労働は、質・量・価格の面において、消費者によって買い取ってもらえるものでなければならない。

氏は、企業の一般的特質と社会的合理性について、次のように言う。

まず、企業の一般的特質について、①商品生産を行なう経済単位であるから販売活動が伴い、かつそもそも何が商品になり得るかについては、企業が独自の判断を行なわねばならないのである。②商品生産の指導原理として利潤性原理ないし営利性原理が機能しているという事態は、商品の生産と販売に従事する際の基準が利潤獲得の可能性の有無と、その程度であることを意味することに注意されなければならない（7頁）。

2) 村田氏は、生産労働の中に、生産物の開発・製造・販売活動を含めている。しかし、氏が考察の主たる対象とするのは、製造に携わる労働者であって、間接部門（研究・開発・販売活動）に携わる人々は考察からは外されている。このことに関しては、本稿「IV 経営学原理の特質と課題」を参照のこと。

次に、企業の社会的合理性について、社会的に必要とされている物が企業によって判断され販売されている所と、その判断の基準として利潤性原理ないし営利性原理が機能する所に、それら原理の社会的合理性がある（9-10頁）。

その際、注意すべきは、利潤が、財貨および用役の販売収益から生産に要した費用を差し引いた余剰であるならば、利潤獲得の可能性は、生産に要する費用に依存することになり、企業の努力は、生産に要する費用を節約することに向けられることとなるが、これに一定の社会的制約が加えられない場合には、反社会的作用が発現を見ることにもなるという事態である。従って、利潤性原理ないし営利性原理が社会的合理性を持つのは、費用節約の方途に一定の社会的制約が加えられている場合であることが看過されてはならない（9-10頁）。

村田氏がここに言う企業の社会的合理性は、利潤獲得を尺度にして成果が上上がっていると言うことのみではなく、費用節約の方途によっても規定されることとなる³⁾。

2. 企業学としての経営学の方法

村田氏は、企業学としての経営学の課題について、次のように論述する。

科学には、「助言の科学」と「説明の科学」がある。

まず、助言の科学は「現実の企業が活動している特定の時間的・空間的状況の下で、企業が設定しなければならない具体的目的について『助言』を与

3) 氏の言う社会的合理性は、企業が生産した商品が市場で売れるという事態と、費用節約の方途による規定があるのみである。つまり、反社会的ではない方法によって生産した商品を売り上げた企業は、社会的合理性を持つこととなるのである。つまり、企業は「どのように作るか」のみならず「何を作るか」によって基本的特質が決まってくる。氏は、この両者に関わらしめて、企業の社会的合理性を規定した。しかし、ここにわれわれは、社会的合理性の意味を、「何を作るか」に関して、拡張し得ることも提起しておきたい。つまり、必ずしも社会的合意が得られているとは考えられない商品・サービスの生産・販売に携わる企業の合理性は、拡張された社会的合理性から判断されるべきであろう。しかし、この意味での拡張された社会的合理性の判断は、もとより、理想的社会像の形成を待って始めて可能となる問題であるので、われわれは、社会的合理性の拡張の可能性のみを指摘するに留めたい。

えるのみならず、この具体的目的を達成する時に採用されねばならない手段についても、経営学がみずから『助言』を与えること」(12頁)を課題にする⁴⁾。

次に、説明の科学は、「企業がとっている活動そのものの在り様、企業自体が直面している問題状況そのもの、さらには市民が企業とのかかわりにおいて直面している問題状況そのものを、研究対象として取り上げて、こうした問題状況を引き起させている原因ならびに仕組み(メカニズム)を明らかにすることによって、企業活動について企業関係者と市民に『説明』すること」(12-13頁)を課題にする。

氏が考える「説明の科学」の課題と相手は、ここに明らかであって、説明の課題は、社会や市民とのかかわりで企業行動を解明することであり、説明の相手は、企業関係者と市民となる。

氏は、明確に、「説明の科学」としての経営学を選択する。そして、その理由は、2つある(13頁)。

第1は、企業の商品生産活動によって、市民の労働生活、消費生活、および住民生活に対して放置することができない「好ましくない作用」が現実には及ぼされて、何故に企業がこうした「好ましくない作用」を及ぼす活動をするのかが問いとなることである。ここに「好ましくない作用」とは、例えば、労働疎外、健康・生命を脅かす欠陥商品の製造、公害に代表される自然環境と人間の生命・健康の破壊、科学・技術の私物化、文化の墮落、教育内容の貧困化、生活手段の商品化に伴う家庭・職場社会・地域社会の解体といった事態である。

第2は、企業が「好ましくない作用」を及ぼしているにも関わらず、それが企業自身にとって逆機能にならない限りは、企業がこうした作用を伴う活動を改めようとはしないのは何故なのかが問いとなることである。

4) 村田氏の使う「助言の科学」は、目的の助言を含む。この見解は、われわれの助言科学の理解とは異なる。このことに関しては、本稿「IV 経営学原理の特質と課題」を参照のこと。

村田氏が言う「説明の科学」の意味は、ここに明らかである。

市民社会に問題が生じた時に原因を究明する科学という意味である。

ここで、われわれの見解によれば、企業の「好ましくない作用」について、次のことが注意されるべきである。

①企業活動の帰結には、企業によって意図された帰結⁵⁾と、意図されざる帰結がある。

②企業によって意図された帰結は、企業にとって望ましい帰結であり、順機能をなす。ただしそれは「企業以外の人間」(14頁)⁶⁾にとっては、望ましい場合と望ましくない場合がある。このうち望ましくない場合が、企業が「好ましくない作用」をもたらす時である。

われわれは、企業の意図と作用については、この後に触れる目的論的・合理的説明の箇所ですく詳しく取り上げる。

村田氏は、以上のような課題を達成するための方法について、次のように論述する。

その際、出発点となる問いは、「とくに反社会的・非人間的作用を随伴するような企業活動を、企業は何故に展開するのだろうか」(17頁)という問いである。この問いに答えるために、疑問を抱かせる現象である企業活動に関して、その理由あるいは原因を提示する必要がある。

理由あるいは原因を提示して「何故」に対して答えていくことは、「説明

5) 村田氏の原文では、「意図された結果」となっているが、氏は行為の「結果」と行為の「帰結」を混用しているので、われわれは、本稿の本文ならびに注では、直接引用の際以外には、氏の論述の意図を汲んで、「結果」を適宜「帰結」に変更した。さらに、このことについては、本稿注10)を参照のこと。

6) 村田氏の使う「企業以外の人間」という概念は、不明瞭である。氏の意図を汲めば、「企業以外の人間」とは、企業行動に影響される人々であって、必ずしも企業を運営する立場の価値観を共有するとは限らない人々を指し示すと解せられる。この言葉からは、株主、政府、消費者、地域住民、市民一般が想起される。この点、氏の論述から判断すれば、主として念頭に置かれるのは、消費者、地域住民、市民一般であろう。さらに企業「以外」を企業「外部」と見るならば、そこに労働者は含まれないが、企業行動に影響され、必ずしも企業を運営する立場の価値観を共有するとは限らない人々という観点を強調するなら、労働者もそこに入ってくる。「企業以外の人間」という概念は、こうした不明瞭性を伴う。

(Erklärung)」を行なうことである（17頁）。

村田氏は、説明の諸形態について、キーザー（A. Kieser）とクビチェク（H. Kubicek）の見解に従いながら、解説する⁷⁾。

説明には、大きく分けて2つの方向がある。

第1に、説明を必要としている事象を法則から論理的に導出することによって、または法則へ包摂することによって説明を行なう演繹的・法則的説明（deduktiv-nomologische Erklärung）がある。

第2に、解釈論的説明の方向がある。演繹的・法則的説明があらゆる科学に適用可能であるのに対して、解釈論的説明の援用については、自然科学に対する社会科学の特異性が強調される（19頁）。

解釈論的説明の方向の中には、3つの種類があるが、われわれは特に、氏が重視する目的論的説明ないし合理的説明（teleologische oder rationale Erklärung⁸⁾）についての氏の見解を見よう。この説明の方向は、説明されるべき社会的事態を、意図された行為の結果として解釈した上で、その事態を、行為者の動機、目的、または意図によって説明しようとするものである。

解釈論的説明のうち、その他の2つは、機能的説明（funktionale Erklärung）と社会的・歴史的説明（gesellschaftlich-historische Erklärung）である⁹⁾。

目的論的説明においては、出来事は、行為の結果もしくは帰結として解釈された上で、その行為が行為者によって追求された目的を介して説明¹⁰⁾され

7) 村田氏は、キーザーとクビチェクの見解の引用に際しては、次の書物を参照している。A. Kieser und H. Kubicek, *Organisationstheorien I — Wissenschaftstheoretische Anforderungen und kritische Analyse klassischer Ansätze*—, Stuttgart 1978. (邦訳: 田島壯幸 (監訳)『組織理論の諸潮流 I — 科学理論的必要条件と古典的諸研究方向の批判的分析—』(千倉書房、1981年)。

8) われわれは、本稿の以下では、目的論的説明で統一する。

9) 機能的説明においては、説明されるべき現象がシステムの支障のない働きのないし存続に対して必要であると解釈された上で説明される。社会的・歴史的説明においては、現象が、資本主義の場合には、労働者の売り手と買い手の間に生じている生産関係の帰結として説明されるとともに、現象が一時的で歴史的な地位しか持たず変更可能なものとして扱われる（20-22頁）。

10) 村田氏は、行為の「結果」と行為の「帰結」を峻別せず、むしろ混用する。行為は何らかの作用を生み出すことを意図して行なわれる。このために行なわれる事態は、

る。この説明によっては、意図されない帰結、もしくは副作用は説明されない。

この説明についての留意事項として、行為者の目的に関する主張のみではなく、目的と手段の間の関連に関する行為者の意見ないし確信が追加されなければならないことが挙げられる（19-20頁）。

その際、行為の説明に当たっては、確信が正しいか誤りかは問題にはならない。さらに、行為の主観性を回避するために、特定の社会において一般的に存在していて、ある特定の状況において特定の目的を追求すべしという「格率（Maxime）」が利用される。このことによって、個人の行為が、社会的格率に媒介されることによって、説明者が行為者の意見を理解することがより容易となる（20頁）。

村田氏は、「企業活動は元来、一定の状況のもとにおいて、諸種の因果律を利用して、意識的・計画的に展開される総合的な主体的活動である」（22頁）¹¹⁾と見て、この言明から、目的論的説明の重要性ならびに、企業活動が一定の社会的経済的制約の下で展開されることが、企業が一定の社会的格率に従いながら目的を主体的に選択していることに繋がっている事実を重視する（22頁）。

目的論的説明においては、意図されざる帰結が考慮され得ないが、意図されざる帰結のうちにも、企業にとって望ましい帰結と、望ましくない帰結が

「行なわれた行為」である。それ故、目的論的説明が行なわれる場合には、説明されるべきものは「行なわれた行為」であり、それは行為者の意図に導かれた行為と直結する何らかの外的事態である。それが、行為の結果（Handlungsfolge）と呼ばれ、その外的事態がさらにもたらす事態が行為の帰結（Wirkung）である（田島壯幸『企業論としての経営学』（税務経理協会、1984年）、33頁参照）。例えば、部屋の換気をするという意図をもって窓を開けるなら、「窓が開いていること」が行為の結果であり、その次に「換気されたこと」あるいは場合によっては「悪臭が入ってきたこと」は行為の帰結である。

村田氏が、その著書の大部分で言及しようとしているのは、このうち行為の帰結であるので、われわれもでき得る限り、帰結で統一する。

11) 村田氏は、藻利重隆氏の見解に基づく。村田氏が引用の際に参照を求めているのは、次の書物である。
藻利重隆『経営学の基礎（新訂版）』（森山書店、1982年）。

ある。

このうち望ましい帰結（順機能）の方については、その実現を企業はやがて自らの意図に取り入れていく（22頁）。

これに対して、望ましくない帰結（逆機能）については、企業はその発現を意識的に未然に防止することを自らの意図に取り入れていく。

つまり、氏によれば、企業は、企業にとって意図されざる帰結のうち、自らにとって「望ましい帰結の実現」ならびに「望ましくない帰結の回避」を自らの意図に取り入れる。従って、これらの事実に対して「目的論的説明」が適用され得るのである（22-23頁）¹²⁾。

ところが、こうした見方は、企業行動を企業の立場から見た場合のそれなのであるが、企業行動は企業以外の立場の人々にも帰結を持つ。

企業行動の帰結は、企業以外の人間から見れば、望ましい帰結と望ましくない帰結に分けられる。それを踏まえると、われわれは氏の考察を次のように要約できる。

第1に、意図された帰結ならびに意図されざる帰結の双方に、企業にとって望ましい帰結があるが、そのうち、それが企業以外の人間にとっても「望ましい帰結」である場合¹³⁾については、企業は、その実現を自らの意図に組み込む。この事態は、上記の、企業は、自らにとって望ましい帰結を意図に

12) われわれが、企業行動の帰結について、意図された帰結かどうか、順機能が逆機能が、企業以外の人間から見て望ましいかどうか、を基準にして行なった村田氏の分類を表に纏めれば、次のようになる。

	企業にとって	企業以外の人間にとって
意図された帰結	順機能	①望ましい ②望ましくない
意図されざる帰結	順機能	③望ましい ④望ましくない
	逆機能	⑤望ましい ⑥望ましくない

13) 本稿注12)における分類では、①と③。

取り入れる、という場合に相当する。

第2に、意図されざる帰結に、企業にとっては望ましくない帰結があるが、企業は、上記のように、そうした帰結の発現を未然に防止しようとする。ところが、そうした帰結のうち、それが「企業以外の人間にとっては望ましい帰結」である場合¹⁴⁾については、企業は、短期的にはこれを排除しようとしながらも、「人間生活にとって『望ましい結果』を随伴するような企業活動を展開する企業に対する人々の好意もしくは支持が、やがては企業にとって『望ましくない結果』を、『望ましい結果』に転換すると企業が判断する場合には、長期的には、こうした結果を随伴する活動を意図的に展開していくこととなる。」(23頁)¹⁵⁾

第3に、意図された帰結ならびに意図されざる帰結の双方に、企業にとって望ましい帰結があるが、この帰結に関して、それが「企業以外の人間にとって望ましくない帰結」である場合¹⁶⁾については、それは「企業活動に随伴する社会悪」を意味し、「やがては他者の反感と抵抗とを喚起して、企業にとって逆機能となる」(14頁)のである。この場合、つまり当該の企業行動の帰結が、企業以外の人間にとっては望ましくない帰結をもたらし、社会における人々の憎悪と反感を招来し企業の存続と繁栄が脅かされると企業が見る場合には、企業は、その発現を未然に防止しようとする。

以上を要約すれば、企業は、①自らにとって望ましい帰結を意図に取り入れ、自らにとって望ましくない帰結を未然に防止しようとする、②自らにとって望ましくない帰結であっても、企業以外の人間から望ましいと評価された帰結については、その実現を意図に取り込む場合がある、③自らの帰結について、企業以外の人間から望ましくないと評価された帰結については、その

14) 本稿注12)における分類では、⑤。

15) ただし、「企業以外の人間にとっては望ましいが、企業にとっては望ましくない帰結」については、村田氏の論述においては、どのような帰結がそれに相当するのかに関する例示的・具体的記述が必ずしも見られず、寡聞なわれわれは、どのような事態がそれに当たるのかを想像しがたい恨みがある。

16) 本稿注12)における分類では、②と④。

発現を未然に防止することを意図に取り込む場合がある、ということになる。

村田氏の特徴的態度は、企業によって意図された帰結についても、ならびに、「企業によって意図されざる結果についても、こうした結果が（企業以外の人間からの評価を通じて一渡辺）企業に与える反作用が企業によって意識される場合には、やがて何らかの形で、企業の意識的活動の中に組み入れられていき、そのかぎりで、『目的論的説明』が及びうることとなる」（23頁）という言明に明瞭に表現されている。

ここには、氏が、視点を飽くまでも企業の主体的行動に置き、それとの関連で目的論的説明を重視する姿を、われわれは窺い知る。

ここでわれわれは、科学の課題として、氏が採用していた「説明の科学」を想起する必要がある。

「説明の科学」は、市民が企業とのかかわりにおいて直面している問題を研究対象として取り上げ、こうした問題状況を引き起こす原因ならびに仕組みを明らかにすることを課題にするものであった。市民社会において企業との関連で問題が生じた時に、その原因を究明するのが、説明の科学の意味であると解された。

われわれの見解によれば、結論から言えば、氏が設定した科学の課題と比較すると、氏が重視し、実際に採用した説明の方法としての目的論的説明は、そうした課題を首尾良く果たすとは考えられないのである。

氏が設定した「説明の科学」の課題を実現するためには、われわれが率直に言うならば、目的論的説明ではなく、他の説明方法が採用されなければならないのである。われわれは、この事情について、本稿「Ⅳ 経営学原理の特質と課題」において、法則的説明との関連で触れることとする。

ただし、ここで、われわれは、氏が自らの学説の体系を経営学原理として構築していることを指摘するべきである。すなわち、氏は、企業は、順機能であるが企業以外の人々にとって望ましくない帰結を伴う行動を回避することを目指し、逆機能ではあるが企業以外の人々にとっては望ましい帰結を伴う行動を実現することを目指す、という形で、飽くまで企業主体にその行動

を把握している。

こうした氏の態度は、企業は長期的存続維持を目的として行動し、その目的を明確にすることを通じて企業行動を明らかにしようという態度である。

氏が社会的影響をそれ自体として法則的説明の対象としては詳細には取り上げないのは、氏の取る立場が飽くまで経営学原理であり、企業中心社会学ではないことによると解せられる。

III 企業における支配の問題

氏は、企業の管理活動と支配との関連を中心にして企業活動の主体の問題について論じる。

村田氏は、企業の支配者、従って企業活動の究極的主体として、「機能資本家」を措定する（38頁）。

さらに氏は、バーリ（A. A. Berle）とミーンズ（G. C. Means）の見解を批判的に取り上げる（39-40頁）。

氏は、かれらの見解において、一方で、株式分散の事態が進展していること、他方で、現代の経営者が取締役を指名することを通じて次期の経営者を実質的に選出し「自己永続的機関」になっていること、を見出す。

これに対して、氏は、前者について、株式の再集中が進展していること、後者について、現代の経営者による次期の取締役の選出権は株主総会によって承認済みの事項であるから、専門経営者を支配者とは見なせないこと、むしろ明らかにされなければならないのは、専門経営者を解任する権力を株主が失っているかどうかであること、を確認する。

「専門経営者を株主総会において解任することが制度的に保障されているかぎり、依然として『機能資本家』が支配者である」（40頁）というのが、村田氏の見解である。

氏は、会社それ自体説をも批判的に取り上げ¹⁷⁾、会社それ自体説に言う所

17) 村田氏が、会社それ自体説の論者として取り上げて、批判的に検討するのは、片岡信之氏の説である。

の株主が結合資本の価値増殖機能から疎外されているという説と、専門経営者が会社自体によって雇用されているという説に関して、株主の中には擬制資本の所有者と現実資本の所有者としての性格を持った人がいること、会社それ自体は、経営者の雇用、職位への配置、解任を行なわないことを挙げて、これに反論する。

その上で、氏は、「株式会社は、どこまでも機能資本家としての自然人株主が自己の利害追求の手段として創出したものであるという性格を否定しすることはできない」（41頁）と言う。

さらに村田氏は、宮崎義一氏¹⁸⁾の会社支配説を検討し、宮崎氏が行なった、経営者支配の会社が子会社を持った場合の分析について、次のように批判する。

まず、村田氏は、子会社Aを支配するまでは、親会社Bの経営者は支配者であったとするならば、子会社Aの支配をした途端に親会社Bの経営者は、支配者ではなくなって、「A会社の大株主であるB会社の株主機能の代行者に代ること」（42頁）は、何故かが理解できないとする。

次に、村田氏は、「利潤から中立的な動機」に基づいて行動すると想定された「経営者支配」形態の会社が子会社を持つや否や、活動動機が、会社自身の規模の拡大と自律化、「内部資金の極大化」に転化するというのも首肯できないとする。

さらに、村田氏は、そもそも親会社Bが他社の株主になるということ自体が、経営者支配の活動動機に反するので、親会社が経営者支配であるという想定に誤りがあったとする。

村田氏による宮崎説批判の要点は、他社から支配されていない会社の経営者が、その所属会社が関連子会社の株式を持つことによって、行動志向について途端に、中立性を放棄し株主志向ないし内部資金の極大化志向に向か

18) 宮崎義一氏の企業論についてのわれわれの見解に関しては、次を参照のこと。
渡辺敏雄『日本企業社会論』（税務経理協会、2008年）、第4章「寡占化とビッグビジネス体制—宮崎義一氏の見解を中心に—」。

うことはない、ということであると解せられる。

この点に関連づけて、氏は言う。「B会社がA会社の大株主に現実になっていることは、B会社そのものが、本来、会社自体の規模の拡大と自律化という活動動機にもとづいて活動をしており、したがって『利潤から中立的な動機』を随伴する『経営者支配』企業という宮崎の想定それ自体が妥当性をもつものではないことを示していると筆者は考える。」(42頁)

この指摘は妥当なものであるとわれわれは考えている。

われわれの見解によれば、宮崎氏は、その思考の背後に会社それ自体説を置き、そこから経営者支配の企業にも結局は、利潤志向が出发点で刷り込まれていると見ていると解され得る¹⁹⁾。

ところがこの点、会社それ自体説を否定する村田氏は、利潤志向の源泉を何処かに探る必要があると解せられるのである。この点の詳細については、われわれは、次節「IV 経営学原理の特質と課題」において触れる。

結局、村田氏は、会社支配の趨勢ならびに、経営者支配の会社のうちにも私的資本(株式)所有権志向が生じることを実証的に明らかにした宮崎説を斥ける。その上で飽くまで、経営者ないし経営者支配状態の経営者には、個人大株主の考えが貫徹しているとするのが村田氏の見解であると解せられる。

さらに村田氏は、次のような認識を披露する。

株主の趨勢については、個人的株主から会社株主へ移行した。こうした事態が、支配者の存在を見つけ難くしている。さらに会社支配も、単一会社による支配ではなく連合支配となる。連合支配は統一意思を纏めるのに労力を要するが、連合の利害がある専門経営者の経営活動により浸害されるならば、結束する力は保留されている(46-47頁)。ただし、他方で専門経営者から連合支配を見れば、それは結束力の強くない相手と映り、専門経営者には自由裁量の余地が増える(47頁)。さらにこうした可能性に拍車を掛けるのは、経営者に専門性が要求されればされるほど、連合支配をしている会社集団も

19) このことに関しては、渡辺敏雄、前掲書、第4章を参照のこと。

経営者に対して会社運営を委譲せざるを得ないという事態である（47頁）。

われわれの見解によれば、村田氏は法人相互所有に基づく企業集団の存在を認める発言をしていると解され得る。こうして、氏は、一方で、機能的個人株主を前提しながらも、他方で、法人所有の趨勢も承認し経営者の自由裁量権の余地すら認める姿勢を見せている。

結局、われわれには、株主ないし株式所有について機能的株主の存否を巡る氏の理解が曖昧なままである。

ここではわれわれは以上に留め、村田氏の会社支配説の詳細については、次節にて、われわれの見解を展開することとする。

IV 経営学原理の特質と課題

われわれは、村田氏の経営学原理の特質について、以上において詳細に取り上げた。

村田氏の見解の全般的特質について、われわれは、次のように言える。

現代社会のひとつの制度である企業は、それが生産活動をなすという意味で、中枢的位置にある。

生産活動は、市民が働く際に、活気に充ちた生き甲斐を与える反面、働き甲斐を喪失し疎外を感じ得る場面であり、また、生産活動で生み出された商品は、社会において市民に対して便益、快楽、斬新性をもたらす反面、さまざまな予期せぬ帰結を持つ。企業の生産活動ないし企業が生み出す商品が中心となっているという意味で、現代社会は企業中心社会である。

このように捉える村田氏は、研究対象としての企業を生産組織体として明確に規定し、その行動について、科学的な説明方法論に基づき、思考を展開しようと試みる。

その上で、氏は、家庭生活の動向を仮説化して、家庭への商品化の影響について思考を展開しようとしている。

氏の経営学原理は、科学的な説明方法論を携えながら、企業の行動原理について考察するのみならず、市民生活、特に家庭生活について動向を把握し

た上で、家庭に対する企業の影響論を展開する学問であると言えよう。

われわれの見解によれば、氏の経営学原理は、企業と社会の関係論が現在まで果たせなかった未踏の領域に一步を踏み出す構想である。

しかし、高く評価できる村田氏の構想ではあるが、われわれの見解によれば、克服がなされ、補足的研究がなされなければならない諸点もある。

われわれは、村田氏の経営学原理の対象と方法に限って、それらの諸点について以下で触れよう。

1. 企業学の対象について

われわれは、出発点として氏が経営学原理の対象として指定する資本主義下の企業について、次のように考える。

氏は、商品の提供主体として専ら企業を考える。確かに一方においては、商品の提供主体として企業は大きな位置を占めるが、他方においては、企業とは別の、しかも商品とは別の「サービス」を提供する主体があることも否認しない。例えば、われわれは、行政、教育等に関わるサービスの提供なしには生活できない。氏の企業中心社会という捉え方がこうした組織を排除する把握法を端的に表している。

この捉え方は、さらに経営を生産組織体と見なし、管理活動と見なさないという氏の立場の現れであり、われわれにとって指摘に値する次の問題に導く。

企業を含むがそれとは別の側面が強調される「組織」を考察対象としては積極的には取り上げないことによって、組織が提供する商品とサービスが考察から除外されるのみではなく、組織が考察対象から除外されるに伴って管理という現象が氏の主たる考察からは脱落していく。

管理を捨象している氏の対象論からは、今日多くの人々が雇用されている管理組織における事務労働もまた主たる対象からは除外される。

氏もこの事態に気づき、次のように触れている。

管理労働の垂直分化は、市民に管理労働に関与する機会を増やし、管理労

働の水平的分化は同様に事務労働に関与する機会を増やすが、事務労働そのものが合理化の対象にある傾向に伴って、事務労働の分業と機械化の進展に巻き込まれて事務労働の熟練を市民から取り上げる（195頁）。

しかし管理労働については詳細には触れられず、ここでは、論述の内容も飽くまで生産現場の労働者と全く同様の問題が管理労働者にも起こると言うことだけが指摘されているに過ぎない。

現代の雇用人口の多くが携わるホワイトカラーを積極的には取り上げないのは、氏が、考察の対象について、経営を生産組織体と見なし、管理活動とは見なさないという立場のさらなる現れであると解され得る²⁰⁾。

以上は企業にもある管理組織が村田氏の主たる関心事ではないことを示したが、管理は組織一般にある現象であり、われわれが指摘したいのはむしろ、氏の思考からは、管理という現象が、考察範囲の優先的位置からは脱落し、管理が取り上げられるとしても直接的な商品生産との関連において射程に入ってくるのみであるという事態なのである。

このことを敷衍すれば、現代社会の特質の考察に際しては、われわれは、企業内の管理の影響ならびに企業外へのその浸透作用を考察に入れる必要を痛感するが、この指摘は、氏の生産労働論を見てから行なわないと学説に即した具体性に欠ける。それ故、われわれは、この点の一層の指摘については、氏の生産労働ならびに社会における商品の意味に関する議論を取り上げる次稿でも触れることとする。

氏はさらに、労働力、賃金と商品について、次のように論述した。

社会の基本概念である労働力、賃金と商品について、労働力の方で企業に適応がなされ買い取ってもらえるものであるべきであり、賃金は商品を購入

20) サービスを提供する接客業の労働に関して研究し、感情社会学の分野を開拓したホックシールド (Arlie R. Hochschild) によれば、アメリカの組み立てラインで働いているのは、1983年当時において全労働者の6パーセントに過ぎない。次を参照のこと。Arlie R. Hochschild, *The Managed Heart—Commercialization of Human Feeling—*, University of California Press, London, 1983, p. 8. (邦訳：石川 准、室伏亜希 (訳) 『管理される心—感情が商品になるとき—』(世界思想社、2000年、9頁))。

できる水準でなければならず、商品は質・量・価格の面でもとも販売可能でなければならない、と。

氏の見解においては、一方において、買い取ってもらえる労働力が再生産されるべきであり、企業の要求に対して労働力が呼応するべきであるとされていると解され得る。

他方において、企業は、買い取ってもらえる商品を作らなければならないとされていて、ここには、企業は社会に受け入れられるための商品を、他企業との競争を勝ち抜きながら生産するべきであるという見方がなされていると解され得る。

われわれの判断によれば、事実に関する記述言明ないし仮説的言明のみでなく、「なければならない」というこうした当為的言明から、氏による提言に関しては、自ずと限界が生じると解され得る。

つまり、企業が競争を勝ち抜くことにより自らの長期的存続維持を図る必要性と、競争の渦中にある企業に市民が否応なく合わせていく必要性が説かれていてと解されざるを得ないのである。そうした企業の長期的存続維持という目的を前提しながらであるとするならば、氏は、特に体制内における改革論を展開する場合にも、常に企業のそうした目的の達成に最終的には与しながら論述を終える姿勢を取ることに繋がっていくのではなからうか。この点は、批判点ではなく、氏の経営学原理の特質であり、加えて、その点については、氏の『経営学原理』の後半における具体的提唱を見てから、われわれは、一層詳細に検討したい。

2. 経営学の課題

村田氏は企業学としての経営学の課題について、とりわけ科学の目的として説明の課題を選択するとして、次のように言う。

市民が企業とのかかわりにおいて直面している問題状況そのものを、研究対象に取り上げて、こうした問題状況を引き起こさせている原因ならびに仕組み（メカニズム）を明らかにすることが課題である、と。

氏が言う「説明の科学」の意味はここに明らかであり、市民社会に問題が生じた時に原因を究明する科学という意味である。

しかし、われわれの見解によれば、何故、科学の目的として説明の課題が選択された途端に、説明の対象ないし意味までが規定されるのか、という疑問が生じる。説明の科学は、助言の科学の基礎でもあるはずである。

このことに関して、われわれは、次のように考える。

村田氏の言う助言の科学は、目的ならびにそれを達成するための手段に関する両方の助言をも含むものであり、氏の見解においては管理論的な科学が助言の科学となる傾向にある。こうした解釈からすれば、「非」管理論的な研究は、目的と手段の両方に関する「助言」的特質を持たず、「非」管理論的な研究は必ず説明の科学となる。ここに、科学の目的として専ら説明が選択されるならばそれと同時に管理論的研究は排除され、市民社会に問題が生じた時に原因を究明する科学という意味での規定がなされる理由がある。

しかし、われわれの見解においては管理論的研究にも、目的の助言を含まず説明の課題を果たす科学も存在する。

われわれはこのことに関して、科学の目的について以下で整理して、村田氏の見解を位置づけたい。

科学には、説明 (Erklärung) の科学と形成 (Gestaltung) の科学があり、これに規範的な目的助言の科学が加わる。

このうち、説明の科学は、現象の解明と理解を目的としていて、形成の科学は、目的の達成についての科学的助言をなす。

形成の科学は、それ故、事実上追求されている目的を所与としてこれを受け取り、この達成方法について助言する課題を持つ。

さらに形成の科学は、その際、仮説に基づきながら、仮説に言われている原因と結果の関連を、目的と手段の関係として読み替えた上で、それを利用する。

説明の科学と形成の科学が、仮説に基づくという意味において、科学の保証を獲得しているのに対して、規範的な目的助言の科学は、追求するべき目

的を助言するだけに、それが科学の地位を保証されるためには、仮説による根拠ではなく、別種の根拠、つまり規範が何らかのやり方において根拠づけられることが必要となる。

われわれの理解による目的別の科学の種類は、以上のようなものである。

ところが村田氏の理解では、科学の目的は基本的には、「説明の科学」と「助言の科学」となる。

村田氏の見解における「助言の科学」は、特有の意味を持つ。

氏の言葉によれば、企業が設定しなければならない具体的目的について「助言」を与えるのみならず、この具体的目的を達成する時に採用されねばならない手段についても、経営学自ら「助言」を与えることが助言の科学の課題である。

村田氏の言う「助言の科学」は、この意味において、われわれの理解における形成の科学と規範的な目的助言の科学の両方の要素を含む。つまり、われわれの見解によれば、氏の言う所の助言の科学の問題のひとつは、それが目的の助言を含み、この限りで目的ないし規範の根拠づけをなし得なければ、科学としては承認されないはずの営みとなるのである。村田氏は確かに「助言の科学」の方向を採用していないとはいうものの、「助言の科学」の方法論的根拠づけは氏の見解において遂に見いだされ得ないのである。

しかも同様に重要な事項は、村田氏が言う意味においても、「助言の科学」の基礎には目的と手段の関係として読み替えられる基礎として、仮説の定立と説明の行為がなければならぬはずである。このように判断されるにも関わらず、氏の言う「説明の科学」は、市民社会に問題が生じた時に原因を究明する科学という意味に限定されている。

次に、われわれは、村田氏が重視する目的論的説明の特質に触れたい。

氏もまた、目的論的説明の限界と、そのこととの関連でその他の説明方法の必要性については、触れてはいる（23-24頁）。

ただし、われわれは、その論述は、必ずしも詳細ではないと言わざるを得ない。特に演繹的・法則的説明について、氏が目的論的説明を特に強調して

いることとの関連で、われわれは、次のように考える。

氏の見解においては、企業が、意図されざる帰結が起こってしまったからの事態を修復することを「目的」として取り上げ、こうした修復の行為を目的論的に説明しようとする。氏のこうした試みにおいては、「何故意図せざる帰結が起こったのか」についての、例えば組織論的な認識を利用した科学的説明は不要とならざるを得ないと考えられる。

氏の見解においては、「やがては目的論的説明がつく」という言明に表れているように、十分時間が経てば、意図されざる帰結のうち企業に不利益をもたらすと判定された事態の回避が意図になる、という事態が言われているのみであると解され得る。

これに加えて、法則的仮説の確立と、企業活動に関わる諸現象の説明が「可能な限り試みられなければならない」として触れられるのみであって(24頁)、それ以上の明確な位置づけが見られない。

このことから、法則的仮説の確立と企業活動に関わる諸現象の説明についての氏の見解においては、一方で、法則的仮説の確立がどのように行なわれ、それに基づいて説明がどのように進められるのかの意識が希薄であり、他方で、企業に纏わる事態のどのような部分の説明にそれが利用されるのかが指定されていない、とわれわれは言わざるを得ない。

氏は、このことについて、次のように言う。

「しかしここでわれわれが看過することができないのは、やがてはいずれ他者にとっても望ましい結果をもたらす活動を企業がとることとなるとしても、非常に長期間を要する場合は現実には多く、その間に人間の生命、健康、および生活に多大の犠牲が強いられることである。それであるからこそ、企業以外の人に企業活動が及ぼしている望ましくない作用を十分に把握した上で、こうした望ましくない作用を結果として生ぜしめるような企業活動を企業にとらしめているメカニズム(仕組み)の解明に、われわれは努めなければならないのである。」(15頁)

氏がここに言う所の、企業以外の人に企業活動が及ぼしている望ましく

ない作用を生ぜしめる企業活動を企業にとらしめているメカニズムの解明を強調するならば、そこにこそ、法則的仮説が適用され得るのではなからうか。

だが、先に述べたように、われわれの見解によれば、氏の見解においては、目的論的説明と法則的説明の適用場面の振り分けと、特に後者の適用範囲についての考察が、ここまでの所では、何らなされていないと位置づけられ得るのである。

3. 企業支配と企業の活動動機について

村田氏は、企業支配を論じるに当たり、機能資本家の存在を指定した。このことと一貫的に、氏は、次のようにも論じていた。

専門経営者を株主総会において解任することが制度的に保障されているかぎり、依然として「機能資本家」が支配的である、と。

氏は、会社それ自体説をも批判的に取り上げ、その上で言った。

株式会社は、どこまでも機能資本家としての自然人株主が自己の利害追求の手段として創出したものであるという性格を否定しすることはできない、と。

われわれの見解によれば、こうした事情は、発生期の株式会社の事情ないしそれを引き継いで設置されている株主総会の論理的な支配可能性を意味するのであって、現代の、事実上の自然人株主は、企業を支配する立場に居るのかどうかは、村田氏によって確かめられている訳ではないのである。

さらに、氏は、一方で個人株主を恰も現代の事実上の趨勢的支配株主として想定しているかの如く論述したかと思うと、他方で株主について、個人的株主から会社株主への移行の事実を認め、さらに、こうした事態が、支配者の存在を見つけ難くしている、とも言う（46頁）。

会社株主の存在ならびに実勢については、所有・支配機構の非個人化の進展、つまり自己資本の提供者の主要部分が非個人すなわち他の会社や機関投資家になっているという進展として、明確に村田氏によって触れられている（46-47頁）。しかも会社株主については、連合支配の傾向が触れられ、そこ

では企業集団による法人相互所有が、村田氏によって事実として認定されているものと明確に解され得るのである。

結局、村田氏は、会社支配の増大の傾向を事実として認定せざるを得ない立論をなして、その上、氏は、複数会社による連合支配の増大と、これによる専門経営者の支配者からの解放の可能性ならびに専門経営者の自由裁量の余地の増大に触れる。われわれが、氏が経営者支配の確立を認めざるを得ない議論を展開していると解する理由がこれである。

通常の経営者支配の理解からすれば、その動機は中立なのであるから、上記のように、経営者支配の存在を認定せざるを得ない立論をなす村田氏の見解では、経営者支配が存在する企業の経営者について、少なくとも利潤動機からの後退を動機として容認せざるを得なくなったはずである。

しかし、村田氏は、藻利重隆氏の見解によりながら、企業の規範的目的として総資本利潤率極大化を設定し、小松章氏の見解によりながら、企業の事実的目的として自己資本・留保利益率の極大化を想定している（206-215頁）。企業の指導原理についてこのように氏が考えるに至るのは、資本主義体制下の企業の活動動機は、須く利潤志向であると考えているためであると解され得る。

実勢としては、経営者支配を認定せざるを得ない立論をしながら、企業の活動動機としては利潤動機を承認する氏の議論には、われわれは、経営者をして利潤志向に向かわせる論理の解明が脱落していると言わざるを得ない。

この事態は、村田氏の見解において、会社それ自体説が否認されることによって、一方での株主の分散化傾向と、他方でのそうした状況下にある経営者の動機の内容規定を繋ぐ媒介項が欠落していることに現れている。

村田氏が実勢としては、論理的可能性としての機能的株主の支配的傾向を認定しないのに、時として、敢えてそれに頼るのは、株主の分散化傾向とそうした状況下にある経営者の動機の内容規定を繋ぐ媒介項を、現実を超越して探り、自らの体系の一貫化を図ろうとしたものと解され得る。

ここに、氏の企業所有観の曖昧性が露見することになったのである。

さてわれわれは、こうして村田氏の経営学原理の対象と方法の検討をなした訳であるが、本稿のみでは決して村田氏の経営学原理の全貌を把握していない。氏が経営学原理において展開する生産労働ならびに社会における商品の意味に関する議論を、われわれは取り上げる必要がある。

これが、われわれの次稿の課題である。

(筆者は関西学院大学商学部教授)